

公 募 公 告

防衛省陸上自衛隊
信太山駐屯地業務隊長
(公 印 省 略)

陸上自衛隊信太山駐屯地における臨時売店の設置及び経営に関する業者の募集について

陸上自衛隊信太山駐屯地において、臨時売店（信太山駐屯地創立70周年記念行事（仮称）及び信太山駐屯地納涼祭（仮称））を設置し営業を行う業者について、次のとおり募集します。

1 公告期間

令和8年9月4日（金）～令和8年9月17日（木）

2 応募資格（細部は募集要領、仕様書に記載）

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 暴力団及び暴力団員ではないこと、また暴力団と関係していないこと。
（暴力団排除に関する誓約事項に同意できる者）

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可による。

4 募集業種

- (1) 食品（屋台等販売）
- (2) 物販（土産物、レトルト食品、遊具等）

5 募集業者数（基準）

信太山駐屯地創立70周年記念行事（仮称）：17店舗
信太山駐屯地納涼祭（仮称）：15店舗

6 売店設置日

- (1) 信太山駐屯地創立70周年記念行事（仮称）
令和9年4月下旬頃（1日又は2日間）
- (2) 信太山駐屯地納涼祭（仮称）
令和9年8月上旬頃（1日間）
- (3) 売店設置日については、決定次第連絡する。

7 設置場所及び区画

信太山駐屯地 中央営庭（30.00㎡）

8 公告期間における募集要領及び仕様書等の受領

(1) 期 間

令和8年9月4日（金）から令和8年9月17日（木）

(2) 受領手順

ア 電話連絡（第13項問い合わせ先（公募担当）へ、ただし、土、日及び祝日を除く）

9月17日（木）17時に電話連絡を打ち切ります。

（以後は応募不可となります）

イ 以下4項目から受領方法を選択し公募担当へ伝達（(ア)(イ)を推奨）

(ア) 中部方面会計隊ホームページからダウンロード

(イ) メールによる受信

(ウ) 来隊による受領（場所は第13項問合せ先と同じ）

(エ) 郵送による受領

9 業者説明会

(1) 日 時

令和8年9月28日（月）午後2時10分から

(2) 場 所

陸上自衛隊信太山駐屯地内 厚生センター（談話室）

(3) 注意事項

ア 参加希望者は、令和8年9月24日（木）（土、日及び祝日を除く。）までに
（①会社名 ②参加者氏名（1社2名以内）③所在地・電話番号 ④車で来隊
される方は車種・車番を、第13項問合せ先まで通知（電話、メール、FAX）

イ 募集要領及び仕様書を携行

ウ 公募に応募するには本説明会参加が条件

但し、以下の業者は本説明会参加を免除される。

(ア) 過去4年間に信太山駐屯地の記念行事又は納涼祭に出店実績がある業者

(イ) 過去4年間に展示即売店として出店実績がある業者

エ 本説明会当日までに、募集要領及び仕様書を一通り確認し、提出書類の準備を
始めておく。

10 応募方法

上記、第8項に示す期間に「募集要領」、「仕様書」を受領し、応募受付期間に応募
書類を提出する。

応募受付期間：令和8年9月29日（火）から令和8年10月9日（金）

11 合格発表

(1) 日時等

令和8年10月29日（木）以降に電話により通知する。

(2) 合格した業者のみ連絡

不合格者から問い合わせがあった場合には対応するが、不合格理由については回答しない。

12 その他

(1) 状況により駐屯地行事の開催延期、中止又は縮小する場合がある。

(2) 状況によって飲食販売品目等を制限する場合がある。

(3) その他細部内容は、募集要領及び仕様書による。

13 問合せ先

〒594－8502 大阪府和泉市伯太町官有地

陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊厚生科厚生班

電 話 0725－41－0090 内線337

FAX 0725－41－0090 内線424（交換手対応）

0725－41－9453（会計隊直通）

（FAXを利用される場合は併せて電話連絡もお願いします。）

公募担当 厚生主任 林

陸上自衛隊
信太山駐屯地業務隊
厚生科 公募担当

(FAX 0725-41-0090 (内線424) (交換手対応))

0725-41-9453 (会計隊直通)

(FAXを利用される場合は併せて電話連絡もお願いします。)

(TEL 090-6849-4341)

臨時売店業者公募説明会申込票

1	会社等名	
2	参加者氏名 (2名様まで をお願いします)	
3	所在地・ 電話番号	
4	車種・車番	
5	備 考	

提出期限：令和8年9月24日（木）

実 施 日：令和8年9月28日（月）

募 集 要 領

(令和 9 年度臨時売店公募)

陸上自衛隊信太山駐屯地
業 務 隊 厚 生 科

募 集 要 領

1 概 要

大阪府和泉市伯太町官有地に所在する陸上自衛隊信太山駐屯地において、職員及び来場者の利便性を確保するため、臨時売店の設置及び営業を行う業者を以下に記載する条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省一般競争入札資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社交的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 陸上自衛隊の規則に基づく施設・衛生等の点検及び指導に対応できる者であること。
- (9) 信太山駐屯地の所在地を管轄する保健所が発行する営業許可書を取得していること。
- (10) 確実な感染症対策を実施できる者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地
大阪府和泉市伯太町官有地
- (2) 名 称
陸上自衛隊信太山駐屯地

4 臨時売店設置日

- (1) 信太山駐屯地創立70周年記念行事（仮称）
令和9年4月下旬頃（1日間又は2日間）
- (2) 信太山駐屯地納涼祭（仮称）
令和9年8月上旬頃（1日間）

- (3) 臨時売店設置日については、決定次第連絡する。
- (4) 状況により駐屯地行事の開催を中止、縮小又は延期する場合がある。

5 募集業種

- (1) 食品（屋台等販売）
- (2) 物販（レトルト食品、土産物、遊具等）
- (3) 感染症等の状況によって飲食販売品目等を制限する場合がある。

6 募集業者数（基準）

信太山駐屯地創立70周年記念行事（仮称）：17店舗

信太山駐屯地納涼祭（仮称）：15店舗

本行事の計画等に変更が生じた場合は、増減することがある。

7 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 使用料等

国有財産法に基づき、土地使用料日額約3円/㎡・日（税込）とする。

なお、本使用料はあくまで現時点のものであり、最終決定は使用許可の申請をもって許可権者（近畿中部防衛局長）が決定する使用額とする。

(3) 設置面積

1店舗あたり 30㎡（6.0m×5.0m）

(4) その他の条件

ア 本号イ～シに示す以外は、別添仕様書のとおり。

イ 店舗の設置、営業については、臨時売店担当者（以下「担当者」という。）の指示に従うものとする。指示に従わない場合は、営業を中止させる場合がある。

ウ 出店に必要な資材、費用は出店者の負担とする。また、行事が中止、縮小又は延期となった場合の損害は補償しない。

エ 電気及び水の供給は駐屯地側からは一切行わない。出店に必要な場合は出店業者が用意すること。

オ ゴミの処理

(ア) 各店舗ごとに、来客用ゴミ箱（食品販売の出店者は90リットル）及びゴミ袋を持参・設置し、回収する。

(イ) 回収したゴミは見えにくい場所で保管し、行事終了後、店舗ごと責任をもって持ち帰り、処分する。

(ウ) アルコール類を販売される場合の空き瓶・空き缶等は正確に分別する。

(エ) 本号オ(ア)～(ウ)以外の廃棄物（廃油等）も持ち帰る。

カ 火気（発電機を含む。）の使用については、必ず事前に申請し、許可を受けた器材のみ使用可能とする。また、火気を使用する場合、店舗ごとに消火器（業務用）を設置すること。

キ 車両の乗り入れは原則1店舗1台とし、事前の登録を要する。

- ク 出店業者は、保健所において営業許可を受けること。また、食品については、衛生的に加工又は調理されたものを取り扱うものとし、保健所の衛生上の指導に従うこと。
- ケ 出店業者は、調理員及び販売員全員の腸内細菌検査を受検し、検査結果の写しを担当者に提出すること。
- コ 調理した飲食物を販売する場合は、原材料（調理前食材）及び調理済み食品を、食品ごとそれぞれ50g程度ずつ、清潔な容器に入れ密封して提出すること。
この際、原材料等は特に洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で容器に入れること。
- サ 出店業者は売店の売上額を担当者に報告することとし、様式及び提出期限は別途示す。なお、情報公開の手続きに従って開示される場合がある。
- シ 本要領に定めのない事項及び細部については、必要の都度示す。

8 業者説明会

(1) 日 時

令和9年9月28日（月）午後2時10分から

(2) 場 所

陸上自衛隊信太山駐屯地内 厚生センター「談話室」

(3) 出席者

1業者2名以内

(4) 携行品

募集要領（本紙）、仕様書、筆記用具、印鑑

(5) 内 容

ア 出店の概要説明

イ 出店に際しての注意事項

ウ 各種連絡事項

(6) 注意事項

ア 参加希望者は、令和8年9月24日（木）（土、日及び祝日を除く。）までに（①会社名 ②参加者氏名（1社2名以内）③所在地・電話番号 ④車で来隊される方は車種・車番を、第9項1号イの提出先まで通知（電話、メール、FAX）

（FAXを利用される場合は併せて電話連絡もお願いします。）

イ 募集要領及び仕様書を携行

ウ 公募に応募するには本説明会参加が条件

但し、以下の業者は本説明会参加を免除される。

(ア) 過去4年間に信太山駐屯地の記念行事又は納涼祭に出店実績がある業者

(イ) 過去4年間に展示即売店として出店実績がある業者

エ 本説明会当日までに、募集要領及び仕様書を一通り確認し、提出書類の準備を始めておく。

9 応募手続き等

次のとおり提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、行事の円滑な実施のために必要な場合、自治体、警察、消防、保健所等関係機関にその内容を通知することがある。

(1) 申請書等の提出

ア 申請書類

(ア) 申請書 1 部 (別紙第 1)

(イ) 企画提案書 7 部 (別紙第 2)

※ 必ず記載又は資料を添付すること。

記載されていない場合は失格とすることがある。

a 販売品目表 (付紙第 1) 及び販売予定商品のカタログ等 (写真 (付紙第 2) 可)

(a) 必ずカラー印刷したものを 7 部提出

(b) 写真で提出される場合は、1 頁に 4 種類を添付 (見栄えが悪くなるのでそれ以上写真を大きくしない)

b 会社概要

c 従業員管理 (身元管理、健康管理等) 及び人員配置

d 衛生管理方法 (食品衛生及び感染症対策ほか)

e 環境対策、省エネ、ゴミ・廃棄物の処分方法

f 信太山駐屯地における営業方針

g 要望・クレームなどがあった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

h その他のアピールポイント

(ウ) その他関係書類各 1 部

公募の参加者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。なお、提出された書類は返却しない。)

a 業務確約書 (別紙第 3)

b 戸籍抄本 (法人である業者にあつては、商業・法人登記簿謄本)

c 営業経歴書

d 財務諸表 (直近のもの)

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

f 会社概要 (任意様式、パンフレット可)

g 印鑑証明書

h 露店営業許可証、自動車営業許可証等 (出店形式に応じて)

(注) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) を有する者に限り、「資格審査結果通知書」の写しを、b～e に定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地

陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊厚生科 厚生主任 林 (公募担当)

電話 0725-41-0090 内線 337

FAX 0725-41-0090 内線 424 (交換手対応)

0725-41-9453 (会計隊直通)

ウ 提出期限

令和8年10月9日（金）必着（郵送又は持参）

- (2) 提案書等の修正の禁止
提出期限後の提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。
- (3) 応募者の失格
次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。
 - ア 提出期限までにすべての書類が提出されない場合
 - イ 提出書類等が当要領に記載されている事項を満たさない場合
 - ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - エ 提出書類等に不備があった場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
 - カ 過去、又は現在、防衛省に支払う国有財産使用料を滞納したことがある、又はしている場合
 - キ その他、不正行為が認められる場合

10 選考の方法

- (1) 第9項に基づき提出された書類を厳正に審査し、応募資格及び申請内容に問題のない業者を企画提案書（別紙第2）の各項目を参考に採点する。
- (2) 応募多数となった場合は、原則合計点数の高い業者から選考する。
 - ア 業種その他（販売品目等）のバランスを考慮する場合がある。
 - イ 選考業者を一部記念行事と納涼祭に振り分ける場合がある。
- (3) 次に該当する業者は、選考の際、得点にかかわらず不合格、または序列を下げるができる。
 - ア 不当に高い価格を設定した経緯がある業者
 - イ 不明確な価格表示で販売した経緯がある業者
 - ウ 取得資格を逸脱した販売方法をしたことがある業者
（酒類販売免許を取得していないのに、開栓せずに酒類を販売する行為等）
 - エ 一般常識に欠けるような行為をしたことがある業者
 - オ その他不適格と判断できる行為等があった業者

11 選考結果の通知

- (1) 日時等
令和8年10月29日（木）以降に電話により通知する。
- (2) 合格した業者のみ連絡
不合格者から問い合わせがあった場合には対応するが、不合格理由については回答しない。

12 業者決定後の提出書類

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書 1 部（別紙第 4）

イ 誓約書 1 部（別紙第 5）

ウ 役員名簿 1 部（別紙第 6）

(2) 提出先

第 9 項応募手続き等と同じ。

(3) 提出期限

令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）必着（郵送又は持参）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊長 殿

〒
住 所：_____

会社等名：_____ 印

電話番号：_____

F A X：_____

代表者^り氏^が名^な：_____ 印

担当^り者^が氏^な名^な：_____

電話番号：_____

信太山駐屯地行事において、次のとおり臨時売店の出店を希望するので、必要書類を添付して申請します。なお、出店に際し、下記事項を遵守し誠実に履行することを誓約します。

記

- 1 募集要領の内容をよく理解し従うこと。
- 2 売店担当者の指示に従うこと。
- 3 売店相互間又は顧客との間で係争を起こさないこと。
- 4 売店申請品目以外の物品を販売しないこと。
- 5 販売時間を厳守すること。
- 6 売店内及び周囲のゴミ処理を確実に実施すること。
- 7 出店場所を確実に清掃すること。
- 8 損害行為については、責任をもって弁償すること。

【出 店 希 望】

- 1 信太山駐屯地創立70周年記念行事（仮称）
- 2 信太山駐屯地納涼祭（仮称）

※出店希望行事を○で囲んで下さい。

企 画 提 案 書

会 社 名：

ア 販売品目表（付紙第1）及び販売予定商品のカタログ （写真可（付紙第2）） （必ずカラーで7部提出）
イ 会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 円 (4) 社員数 名 (5) 店舗数 店舗 (6) 売上高 万円
ウ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
エ 衛生管理方法（食品衛生及び感染症対策ほか）

※様式変更可

オ 環境対策、省エネ、ゴミ・廃棄物の処分方法

カ 信太山駐屯地における営業方針

キ 要望・クレームなどがあった場合及び事故・トラブルが発生した場合の
対処方法

ク その他のアピールポイント

販 売 品 目 表

会社等名：_____

[illegible]

販売商品の写真（４種類×２頁＝８種類以内）（商品カタログを提出する場合は不要）

商品名	販売価格	円	重量	g	商品名	販売価格	円	重量	g
商品名	販売価格	円	重量	g	商品名	販売価格	円	重量	g

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
信太山駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊信太山駐屯地における臨時売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを誓います。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名
印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人 ・ 個人

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿
(信太山駐屯地業務隊長経由)

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

印

(会社名 職名を記入
職名がなければ代表と記入)

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 口座名：陸上自衛隊信太山駐屯地
- (2) 所在地：大阪府和泉市伯太町官有地
- (3) 区分及び数量

区 分	種 目	数 量	備 考
土地	敷 地	30 m ²	

2 使用しようとする理由

陸上自衛隊信太山駐屯地が実施する「信太山駐屯地創立70周年記念行事(仮称)」来場者の利便に供するために、臨時売店を設置する。

3 利用計画

臨時売店設置用地として利用

4 使用しようとする期間

令和9年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 誓約書及び役員名簿
- (2) 案内図
- (3) 配置図又は位置図
- (4) 求積図又は地積測量図
- (5) 担当者連絡先
 - 郵便番号
 - 住 所
 - 所 属
 - 氏 名
 - 電話番号
- (6) 納付書送付先

防衛省所管国有財産部局長
近畿中部防衛局長 殿
(信太山駐屯地業務隊長経由)

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

印

(会社名 職名を記入
職名がなければ代表と記入)

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 口座名：陸上自衛隊信太山駐屯地
- (2) 所在地：大阪府和泉市伯太町官有地
- (3) 区分及び数量

区 分	種 目	数 量	備 考
土地	敷 地	30 m ²	

2 使用しようとする理由

陸上自衛隊信太山駐屯地が実施する「信太山駐屯地納涼祭（仮称）」来場者の利便に供するために、臨時売店を設置する。

3 利用計画

臨時売店設置用地として利用

4 使用しようとする期間

令和9年 月 日

5 その他参考となるべき事項

- (1) 誓約書及び役員名簿
- (2) 案内図
- (3) 配置図又は位置図
- (4) 求積図又は地積測量図
- (5) 担当者連絡先
郵便番号
住 所
所 属
氏 名
電話番号
- (6) 納付書送付先

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者が損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第6により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

近畿中部防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地：

会社名等：

氏名又は名称：

印

令和 年 月 日

役 員 名 簿

[illegible]

仕 様 書

(令和 9 年度臨時売店公募)

陸上自衛隊信太山駐屯地
業 務 隊 厚 生 科

仕 様 書 （その１）

- 1 業務件名
陸上自衛隊信太山駐屯地における臨時売店の設置及び経営
- 2 業務内容
臨時売店の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、臨時売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、陸上自衛隊信太山駐屯地を所管する近畿中部防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき
 - ウ 丙が自己都合による業務の解除をするとき
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で許可財産を原状に回復し返還すること。
また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) イベント開催において甲による急迫した対策を求められた場合において対応できること。
 - (5) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- 6 国有財産使用料
丙は、乙に臨時売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
1 平方メートルあたりの国有財産使用料の最終的な金額は使用許可する時点で決定する。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納入すること。

7 使用許可日

- (1) 令和9年4月下旬頃（1日間又は2日間）
- (2) 令和9年8月上旬頃（1日間）
- (3) 使用許可日については、決定後連絡する。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において臨時売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（甲が指定する者）（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務の解除を希望するときは、解除しようとする1ヶ月前までに甲等に通知し、甲等の指示に従い解除することができる。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に業務の解除を申し出ること。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 臨時売店の設置に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、当該商品を販売すること。
- (6) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (7) 丙は、各営業日、設置場所及び周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (8) 丙は、本業務に係る書類、その他担当職員の指示する書類を速やかに提出しなければならない。
- (9) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、又は、第三者と共同で使用してはならない。
- (10) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合は、甲等により直ちに業務を取り消されると共に、次回以降業務に従事できない場合がある。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 その他

- (1) 状況により駐屯地行事の開催を延期、中止又は縮小する場合がある。
- (2) 状況によって飲食販売品目等を制限する場合がある。

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

仕 様 書（その2）

1 募集業種

- (1) 食品（屋台等販売）
- (2) 物販（土産物、レトルト食品、遊具等）

2 設置場所

- (1) 信太山駐屯地創立70周年記念行事：売店会場（屋外）
- (2) 信太山駐屯地納涼祭：売店会場（屋外）

3 国有財産使用料（最終決定は使用許可の時点となる。）

屋外日額約3円／㎡・日（消費税込み）

4 営業日及び営業時間（変更の場合あり）

- (1) 信太山駐屯地創立70周年記念行事（仮称）
令和9年4月下旬（1日間又は2日間）午前9時から午後3時頃
ただし、状況により変更もあり得る。
- (2) 信太山駐屯地納涼祭（仮称）
令和9年8月上旬頃（1日間） 午後5時から午後9時頃
ただし、状況により変更もあり得る。
- (3) 営業日及び営業時間については、決定次第連絡する。

5 その他

- (1) 販売商品は、可能な限り低価格で提供するように努めること。
- (2) 緊急時等には、使用許可物件を国（自衛隊）が使用する場合がある。
- (3) 駐屯地内での販売に相応しくないと判断した商品の販売は認めない。
- (4) 酒類の販売は、納涼祭のみとする。

令和9年度臨時売店 業者公募説明会資料

令和8年9月28日

陸上自衛隊信太山駐屯地
業 務 隊 厚 生 科

説明会の目的

令和9年度臨時売店等応募希望業者に対して公募要領の説明を行い、透明性及び公平性を確保した公募業務に資する。

本日の予定

- 1 厚生科長挨拶
- 2 概要説明
- 3 応募要領
- 4 設置場所・条件
- 5 今後の予定
- 6 質疑応答等
- 7 現地（設置場所）確認

1 厚生科長挨拶

2 概要説明

信太山駐屯地第70周年創立記念行事(仮称)の概要

1 日 程 (予定)

令和9年4月下旬(日)

2 主な実施行事等(過去の例)

(1) 記念式典(観閲式、観閲行進)

(2) 訓練(レンジャー含む)展示

(3) 体験試乗

(4) こども広場

(5) 音楽演奏・太鼓演奏・らっぱドリル

3 入場者数

約10,500名(令和8年度)

4 その他

気象、感染症等の状況により当該行事を中止または縮小開催する場合がある。

信太山駐屯地納涼祭(仮称)の概要

1 日 程 (予定)

令和9年8月上旬頃(平日)

2 主な実施行事等(過去の例)

- (1) 盆踊り 盆ダンス
- (2) 音楽演奏、太鼓演奏
- (3) アトラクション展示(格闘及びレンジャー)
- (4) 家族イベント
- (5) 隊員による筋肉番付

3 入場者数

約6,500名(令和8年度)
(和泉市との共同開催)

4 その他

気象、感染症等の状況により当該行事を中止または縮小開催する場合がある。

3 応募要領

募集業種等

1 募集業種

(1) 飲食（品目例）

焼きそば、から揚げ、綿菓子、かき氷、焼き鳥、
フランクフルト、ソフトドリンクスイーツほか

(2) 物販（品目例）

レトルト食品、土産物、遊具等

2 募集業者数（基準）

記念行事： 17 店舗 納涼祭： 15 店舗

（募集要領第5項～第6項）

3 注意を要する品目

(1) 販売禁止品目：煙草

(2) 酒類は、納涼祭において決定次第販売可能
ただし、コップに注いで販売可能とする。

応募資格等

- 1 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- 2 暴力団及び暴力団員でないこと、又は暴力団員と関係しないこと。
- 3 陸上自衛隊の諸規則に基づく施設・衛生等の点検及び指導に対応できる者であること。
- 4 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- 5 感染症対策を実施できる者であること。（状況による陰性証明の提出、急迫した対策等含む。）

（細部は募集要領第2項、仕様書第5項）

応募提出書類

- 1 申請書 1部（別紙第1）
 - 2 企画提案書及び添付書類 7部（別紙第2）
 - 【以下、資格確認書類、各1部】
 - 3 業務確約書（別紙第3）
 - 4 戸籍抄本又は商業・法人登記簿謄本
 - 5 営業経歴書
 - 6 財務諸表（直近のもの）
 - 7 法人税又は所得税に関する納税証明書（直近のもの）
 - 8 会社概要（様式随意、パンフレット可）
 - 9 印鑑証明書
 - 10 露店営業許可証、自動車営業許可証等それぞれの写し
（出店形式に応じて）
- ※ 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しで、
4～7の書類に代えることができる
（募集要領第9項1号）

令和7年4月1日

596－8206
大阪府岸和田市土生町136－1
泉州工業株式会社

代表取締役社長

●● ▲▲ 様

資格審査結果通知者(全省庁統一資格)

発行番号： 131311000300

業者コード： 0000123456
企業規模： 中小企業
資格の種類及び等級：

資格の範囲	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
付与数値合計		50		
等 級		D		

資格の有効期間： 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
競争参加地域：（＊印の地域について有効）

131311000300

北海道	東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国	四国	九州
			*	*		*	

衆議院庶務部会計課長



外務省大臣官房会計課長

参議院庶務部会計課長

財務省大臣官房会計課長

国立国会図書館総務部会 会計課長

外務省大臣官房会計課長

最高裁判所事務総局経理局長

文部科学省大臣官房会計課長

会計検査院事務総長官房会計課長

農林水産省大臣官房会計課長

内閣府大臣官房会計課長

経済産業省大臣官房会計課長

復興庁会計担当参事官

国土交通省大臣官房会計課長

総務省大臣官房会計課長

環境省大臣官房会計課長

法務省大臣官房会計課長

防衛省経理装備局会計課長

営業品目：

物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
	衣服・その他繊維製品類 ゴム・比較類 消防用製品類		

先に申請のあった平成25・26・27年度の一般競争(指名競争)参加資格の審査結果を通知します。

なお、本通知書は、競争参加地域に所在する衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣(内閣官房、内閣法制局.....、環境省及び防衛省の各調達機関)に共通して有効です。

本通知書は、一般競争(指名競争)入札の際、当該調達機関から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

なお、申請書類に虚偽の事実を記載した者等にあつては、本資格を取り消す場合があります。
本通知書受領後に申請内容に変更があった者は、申請書を提出した受付機関に速やかに届け出てください。

提出書類全般について留意事項

1 部数

次頁で説明する企画提案書以外の書類はすべて 1 部

2 記載項目

全部記載する。

3 会社概要

極力パソコンで作成

4 営業経歴書

極力パソコンで作成

イベント等出店経歴（特に自衛隊出店経歴）を中心に作成

5 営業許可証（有効期限、出店可能地域に注意）

露店営業許可証だけでなく、キッチンカーで出店する場合は自動車営業許可証、その他必要性に応じて提出

企画提案書部数について留意事項

1 企画提案書（7部）

2 同添付書類

(1) 販売品目表（7部）

(2) 販売品目のカタログ等（写真可）（カラーで7部）

（写真で提出する場合「付紙第2」を使用すること）

1 頁に4品目を添付（8品目まで）

（理由：必要以上に大きな写真は見栄えが悪くなる）

（募集要領第9項1号及び別紙第2）

（カタログ、写真の部数が不足していたら、不足分はモノクロコピーで採点者に配布します。）

提案修正の禁止

提出期限後の提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）は
禁止（募集要領第9項2号）

応募者の失格

- 1 提出期限までにすべての書類が提出されない場合
- 2 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- 3 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- 4 提出書類等に不備があった場合
- 5 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- 6 過去又は、現在、防衛省に支払う国有財産使用料を滞納したことがある、又はしている場合
- 7 その他、不正行為と認められる場合

（募集要領第9項3号）

選考方法

提出された書類を厳正に審査し、**応募資格及び申請内容に問題のない業者を企画提案書（募集要領別紙第2）の各項目を参考に採点する。**

応募多数の場合は、合計点数から選考する。但し、**業種その他（販売品目等）のバランスを考慮する場合、一部を記念行事と納涼祭に振り分ける場合がある。**

（募集要領第10項1号2号）

不適格者の処置

次に該当する業者は、選考の際、得点にかかわらず不合格、または序列を下げることができる。

- 1 不当に高い価格を設定した経緯がある業者
- 2 不明確な価格表示で販売した経緯がある業者
- 3 取得資格を逸脱した販売方法をしたことがある業者
（酒類販売免許を取得していないのに、開栓せずに酒類を販売する行為等）
- 4 一般常識に欠けるような行為をしたことがある業者
- 5 その他不適格と判断できる行為等があった業者
（募集要領第10項3号）

選考結果発表

合格した業者のみ電話等で連絡

不合格者から問い合わせがあった場合には対応するが、
不合格理由については回答しない。

(募集要領第 1 1 項 2 号)

応募書類提出期限・提出先

1 提出期限等

10月9日（金）必着 郵送又は持参

（書類及び部数等をよくご確認いただいてから提出願います。）

（募集要領第9項1号ウ）

2 提出先

〒594－8502

大阪府和泉市伯太町官有地

信太山駐屯地業務隊厚生科厚生主任 林 伸郎（公募担当）

電 話 0725－41－0090 内線337

090－6849－4341

F A X 0725－41－0090 内線424（交換手対応）

0725－41－9453（会計隊直通）

（F A Xを利用される場合は、併せて電話連絡もお願いします。）

（募集要領第9項1号イ）

4 設置場所・条件

設置(営業)場所



記念行事売店配置図（一例）

中央宮庭

17社出店の場合

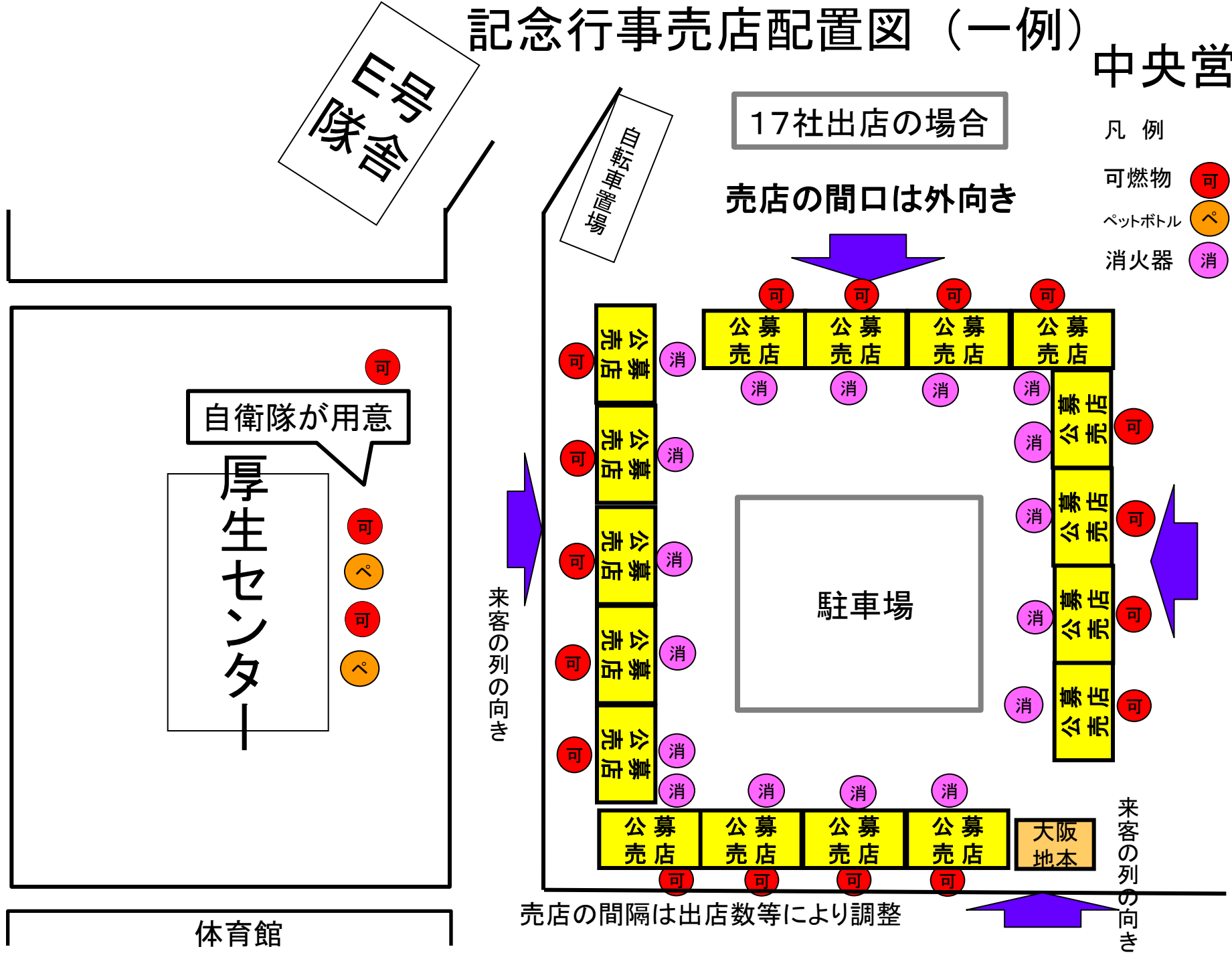
売店の間口は外向き

凡 例

可燃物 可

ペットボトル ペ

消火器 消



納涼祭売店配置図（一例）

凡 例

可燃物 

ペットボトル 

消火器 (消)

15社出店の場合

招待者席

中央宮庭

駐車場

自由席

櫓

駐 車 場

募店
公売

募 公
店 売

募店
公売

公 募
売 店

大阪
地本

来客の列の向き

売店の間隔は出店数等により調整

體育館

自衛隊が用意

厚生センタ

日
隊

自転車置き場

来客の列の向き

来客の列の向き

設置・営業条件1

1 営業時間

- (1) 信太山駐屯地創立70周年記念行事（仮称）
午前9時から午後3時頃（基準）
- (2) 信太山駐屯地納涼祭（仮称）
午後5時から午後9時頃（基準）
- (3) 営業日及び営業時間は、決定後連絡

2 設置場所

中央宮庭（屋外売店会場）

30m²（6m×5m）

3 国有財産使用料（令和8年度実績）

日額 約3円／m²・日（消費税込み）

（募集要領第7項1号～3号）（仕様書その2第2項～第4項）

※ 使用料は、近畿中部防衛局の示した納付期限を厳守願います。（延滞料金を支払えばよいわけではありません。）

設置・営業条件2

4 設置条件

- (1) 出店に必要な資材、費用は出店者が負担し、行事が中止になった場合の損害は補償しない。
- (2) 電気及び水の供給は一切行わない。
- (3) 火気（発電機を含む。）を使用する出店者は、事前に申請、許可を受けた器材のみ使用すること。
また、各店舗ごと業務用消火器を設置すること。
- (4) 車両の乗り入れは1店舗1台とする。

（事前の登録が必要）

（募集要領第7項4号）

設置・営業条件3

4 設置条件

- (5) 各店舗ごとに来客用ゴミ箱（食品販売の出店者は90リットル））及びゴミ袋を持参・設置する。
（ゴミ箱及びゴミ袋は来客用（店舗用と別に用意）
- (6) 回収したゴミ（空き缶空き瓶含む）は見えにくい場所で保管し、行事終了後、店舗ごと責任をもって持ち帰り、処分する。
- (7) 本項(5)～(6)以外の廃棄物（廃油等）も持ち帰る。

（募集要領第7項4号）

設置・営業条件4

4 設置条件

- (8) 保健所において営業許可を受けること。また、保健所の衛生上の指導に従うこと。
- (9) 販売員等の腸内細菌検査を受検し、検査結果の写しを提出すること。（実施日の約2週間前のもの）
- (10) 調理した飲食物を販売する場合は、原材料（調理前食材）及び調理済み食品を、食品ごとそれぞれ50g程度ずつ、清潔な容器に入れ密封して提出すること。
この際、原材料等は特に洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で容器に入れること。
（容器は自衛隊で用意）

設置・営業条件5

4 設置条件

(11) 可能な限り低価格で提供するように努めること。

(仕様書その2第5項)

(12) 出店者は売上額を担当に報告すること。

(様式及び報告期限は別途示す。)

(募集要領第7項4号)

5 感染症による縮小開催の場合

状況によって飲食販売品目等を制限する場合がある。

(募集要領第5項3号)

(仕様書その1第16項2号)

選考結果発表及び発表後の提出書類

- 1 選考結果発表（予定）（募集要項第 1 1 項）
10月29日（木）（遅くなる場合もある）
- 2 発表後の提出書類（募集要領第 1 2 項 1 号～ 3 号）
 - (1) 行政財産の使用許可申請書 1 部
（募集要領別紙第 4 － 1、別紙第 4 － 2）
 - (2) 誓約書 1 部（同別紙第 5）
 - (3) 役員名簿 1 部（同別紙第 6）

注 記念行事と納涼祭は別葉で提出
- 3 期 限
11月20日（金）午後 4 時必着 郵送又は持参
- 4 提出先
応募書類提出先と同じ

5 今後の予定

今 後 の 予 定

年 月 日	実 施 事 項
8 年 1 0 月 9 日 (金)	応募書類等提出期限
8 年 1 0 月 2 9 日 (木) (変 更 の 場 合 有)	選考結果通知 ※電話又は F A X (合格者のみ)
8 年 1 1 月 2 0 日 (金)	国有財産使用許可申請書等提出期限 (記念日行事及び納涼祭)
8 年 1 2 月 中 旬	国有財産使用許可申請書を近畿中部防衛局に提出 (中部方面総監部経由) (記念行事分)
9 年 3 月 下 旬	国有財産使用許可 (近畿中部防衛局から申請者に直接郵送) (記念行事分)
9 年 4 月 下 旬	営業 (記念行事)
9 年 4 月 下 旬	国有財産使用許可申請書を近畿中部防衛局に提出 (中部方面総監部経由) (納涼祭分)
9 年 7 月 下 旬	国有財産使用許可 (近畿中部防衛局から申請者に直接郵送) (納涼祭分)
9 年 8 月 上 旬	営業 (納涼祭)

6 質疑応答等

7 現地（設置場所）確認